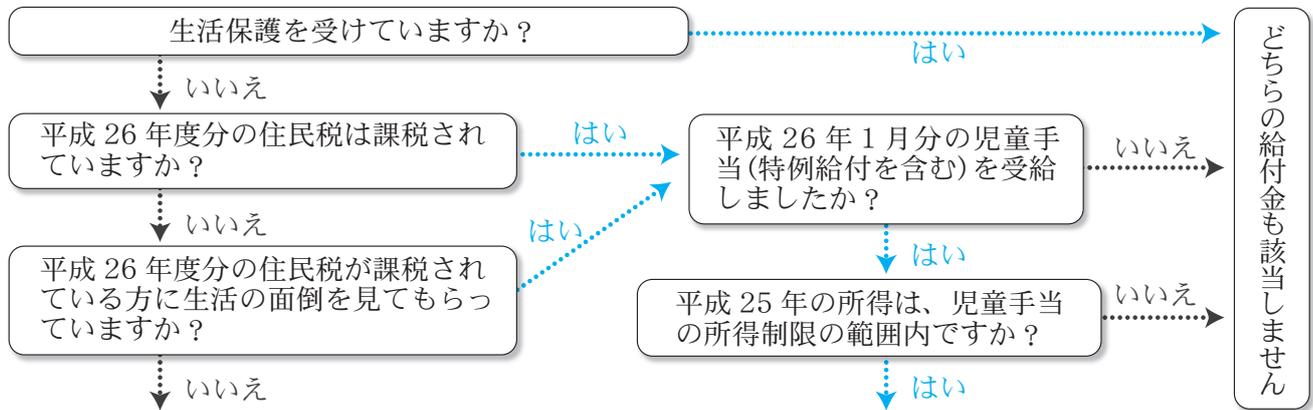


臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金の申請について

基準日（平成26年1月1日）に、城里町の住民基本台帳に登録されている方で、以下の条件に該当する方が対象となります。



臨時福祉給付金

支給対象者
平成26年度の住民税（均等割）が課税されていない方（生活保護受給者や平成26年度住民税が課税される方に扶養されている方を除く）

支給額 1人につき1万円
〔加算対象者は5千円を加算〕

＜加算対象者＞

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者（※1）
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など（※2）

※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。

※2 平成26年1月分の手当等を受給している方が対象です。

申請書に添付する書類等

- ・本人確認ができるもの（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し）
- ・振り込み先の口座番号等が確認できるもの（通帳、キャッシュカードの写し）

子育て世帯臨時特例給付金

支給対象者（保護者）
平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）受給者のうち、平成25年の所得が児童手当の所得制限（表1参照）の範囲内である方。

支給額算定の根拠となる児童数
平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の算定対象となった児童（生活保護を受給している児童及び臨時福祉給付金の対象となる児童を除く）

支給額 対象児童1人につき1万円

＜表1＞児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）

区分 （扶養親族等の数）	限度額目安 （給与収入ベース）
子1人（1人）	875万6千円
夫婦、子1人（2人）	917万8千円
夫婦、子2人（3人）	960万円

※所得が所得制限限度額を超える世帯には、児童手当の代わりに特例給付（児童1人当たり月額5千円）が支給されています。

申請書に添付する書類等

- ・本人確認ができるもの（住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し）
- ・振り込み先の口座番号等が確認できるもの（通帳、キャッシュカードの写し）
※児童手当と同じ口座の場合は不要。
- ・勤務先から発行される「児童手当（特例給付）受給状況証明書（公務員のみ）」

申請方法 7月中旬頃対象者宛に申請書の様式を送付しますので、必要事項を記入し、関係書類を添えて健康福祉課にお申し込みください。また、郵送による申請も受け付けます。なお、申請書の記載方法等詳細については通知文をご覧ください。

申請期間 7月22日(火)～10月23日(木)

問合せ 健康福祉課（常北保健福祉センター内） ☎029-240-6550